

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象部局、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分						順守	意見
		収入	支出	財産	行政運営	その他	合計		
財政局	税政部							1	
	中央市税事務所							1	
環境局	円山動物園		4	3	1		8	1	
建設局	総務部		1	1	1		3	1	
	みどりの推進部		1				1		
教育委員会	中央図書館	2	1	1	1	2	7		
4局	6部（所）	2	7	5	3	2	19	4	

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					順守	意見
		設計	監理	事務	その他	合計		
建設局	土木部		1			1		
都市局	建築部	1	3			4		
北区	土木部			1		1		
東区	土木部			1		1		
4局（区）	4部	1	4	2		7		

※ 上記1及び2の表において、「順守」は基本的順守事項を表す。

定期監査

(工事監査)

令和2年度定期監査（工事）報告書

令和2年度第2回定期監査（工事）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

建設局 土木部
都市局 建築部
北区 土木部
東区 土木部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の工事等におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、42ページからの別表1のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに完成した土木、建築、設備工事等及び令和元年10月1日から令和2年9月30日までに完了した道路維持除雪業務に係る工事設計、工事監理及び工事事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記監査範囲のうちから、別表2に掲げる工事等を抽出し、関係書類や実地の検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和2年8月7日から同年12月15日まで

監査の結果

対象となった工事等について、次のとおり注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第 1 指摘事項

1 工事設計

(1) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定を適切に行うべきもの

【都市局建築部】

今回監査した建築工事の共通仮設費率(*)及び現場管理費率(*)の算定において、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。

これらの事例は、「公共建築工事共通費積算基準」など関係規程に対する担当職員の理解不足及び検算、審査等が不十分なことが原因と考えられることから、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。

ア 共通仮設費率及び現場管理費率について、新営工事及び改修工事は各々定められた算定式により求め、その他工事は定率を用いることとされているが、これを誤っていたもの

イ 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式に適用する工期を誤っていたもの

ウ 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に当たり、対象外とすべき発生材処分費の額を誤っていたもの

(*) 共通仮設費率：各工事種目に共通の仮設（監督職員事務所、現場事務所、仮囲い、工食用道路など）に要する費用を算出する際に用いる率

(*) 現場管理費率：工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な共通仮設費以外の費用（現場従業員の給与、火災保険、工事保険、事務用消耗品費、工事実績情報登録費など）を算出する際に用いる率

2 工事監理

(1) 特殊車両の通行許可を確認すべきもの

【建設局土木部】

「道路法」では、「車両制限令」に定める一般的制限値を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行を

申請し、許可を得なければならないとされている。

また、「札幌市土木工事共通仕様書」では、受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならないとされている。

監査した工事について、車両の諸元が一般的制限値を超え特殊車両に該当する自走式建設機械が工事現場で作業にあたっていたが、これらの特殊車両が保管場所から工事現場までの間の道路の通行許可について、国道については許可を取得していたものの、道道・市道について許可を取得していない事例が多数みられた。

監督職員から受注者に対して、特殊車両通行許可に係る関係法令の遵守についての指導が不十分であったことが原因と考えられる。

今後は、工事着手時に受注者に対して、特殊車両の稼働の有無を確認し、特殊車両が稼働する場合は、通行許可証の写しの提出を求める等、適切な工事監理に努められたい。

(2) 品質管理書類を適切に整備すべきもの

【都市局建築部】

「公共建築工事標準仕様書」では、受注者は、設計図書で要求された品質を満たすため、使用予定の材料、仕上げの精度等の目標、品質管理等について施工計画書に定めるとともに、設計図書及び施工計画書に定められたとおり施工されたことが確認できる資料を整備することとされている。

しかし、今回監査した建築工事において、以下のとおり品質管理に関する書類の整備が不十分である事例がみられた。

これらの事例は、関係規程に対する監督職員及び受注者の認識不足及び確認不足が原因と考えられることから、品質管理書類の整備について、研修等により監督職員へ周知を図るとともに、受注者を指導し、工事における品質管理が適切に行われるよう努められたい。

ア 施工時の気温や湿度、保温管理等の条件が定められている工事において、条件を満たしていることが確認できる書類が整備されていないもの

イ 施工の状況や使用材料の形状・寸法等が分かる工事写真を撮影していないもの

(3) 措置必要事項報告書を適時に提出すべきもの

【都市局建築部】

「札幌市工事施行規程」では、工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合、工事主任は、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書(*)により上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないと定められている。

今回監査した設備工事において、この報告書が適時に提出されないまま、変更工事が行われている事例がみられた。

この事例については、当該規程に対する職員の認識不足と失念が原因と考えられる。

この規程について職員への周知を徹底し、工法等を変更する必要がある時などは、直ちに措置必要事項報告書を上司に提出し、適正な工事監理に努められたい。

(*) 措置必要事項報告書：工事の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類。変更工事は、原則として設計変更の手続きを終えた後でなければ着手することができないが、その内容が軽易なもの等については、当該書類において指示を受けることにより事前着手が可能となる

(4) 工事に伴う水質検査を適切に実施すべきもの

【都市局建築部】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、特定建築物の所有者、占有者に対して「建築物環境衛生管理基準」に従い、飲料水の水質検査（16項目）を実施することが義務付けられている。

今回監査した設備工事において、特定建築物に該当し、特記仕様書・設計内訳書に16項目の水質検査を定めていたが、水質検査が12項目(*)しか行われなかった事例がみられた。

この事例については、当該基準に対する監督職員及び受注者の確認不足が原因と考えられる。

監督職員は、提出書類が適正であるかを確認するとともに、受注者へ設計図書を照査するように指導を行い、適正な工事監理に努められたい。

(*) 水質検査12項目：「水道法」に規定する簡易専用水道（水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10立方メートルを超える設備）については、「札幌市簡易専用水道指導要領」により、給水設備の工事が完了した際に12項目の水質検査を行うことと定められている

3 工事事務

(1) 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの

【北区土木部、東区土木部】

札幌市建設工事請負契約約款では、受注者は、契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工事工程表（以下「工程表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならないと定められている。

しかし、監査した土木工事のうち、フレックス方式を適用している工事において、内訳書及び工程表が契約締結後5日以内に提出されていない事例がみられた。

フレックス方式は、発注者があらかじめ設定した全体工期内に、受注者が工事の着手日としゅん功日を決定し、受注者が決めた工期により契約を締結するもので札幌市では、平成30年より試行されている。

当該事例では、フレックス方式の適用により、工事の着手日を契約締結後から5日後以降に設定していたため、この設定した着手日に内訳書及び工程表を提出すれば良いと発注者及び受注者が認識していたことが原因と考えられる。

契約約款に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後、このようなことがないように契約約款等の関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じるとともに、受注者への指導に努められたい。

- (*) 請負代金内訳書：受注者が提出する落札額の内訳書。この内訳書に、工種ごとの数量、単価、金額等を受注者が記載する

- (*) 工事工程表：受注者が提出する受注した工事の工程表。この工程表に、工種ごとの数量、日数、工程等を受注者が記載する

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
建設副産物処理が適切に行われないリスク	処理が不適切に行われることにより、社会的影響が大きい環境汚染の発生が懸念されるため。
個人情報適切に管理されないリスク	請負者、受託者等から個人情報が漏洩し、市民に損害を与えることが懸念されるため。
適切な入札方式が採用されないリスク	不適切な入札方式による財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
工事・業務の実行過程において、上司等が進捗状況を管理していないリスク	工事・業務等が工期内・委託期間内にしゅん功・完了しないことにより、施設等の稼働が遅れ、市民生活への影響等が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ・ 単価の設定が適切に行われているか。 ・ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ・ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ・ 品質管理に係る試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ・ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ・ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ・ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び設計図書に定めるとおり、適切に処理が行われているか。 ・ マニフェスト伝票等の関係書類が適切に保存されているか。 ・ 運搬車の表示が適切に行われているか。 ・ 札幌市内の処理施設を選定しているか。 ・ 運搬・処分の委託先が許可業者であることを確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物の中に個人情報が含まれているものは、関係法令に定められているとおり適切に管理されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式やその理由は適切か。 ・ 正当な理由なく工事を分割発注していないか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の工事(業務)月報の提出と管理が適正に行われ、上司等がその内容を確認しているか。 	—
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊車両の通行許可を確認すべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
建設副産物処理が適切に行われないリスク	処理が不適切に行われることにより、社会的影響が大きい環境汚染の発生が懸念されるため。
個人情報適切に管理されないリスク	請負者、受託者等から個人情報が漏洩し、市民に損害を与えることが懸念されるため。
適切な入札方式が採用されないリスク	不適切な入札方式による財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払の発生が懸念されるため。
工事・業務の実行過程において、上司等が進捗状況を管理していないリスク	工事・業務等が工期内・委託期間内にしゅん功・完了しないことにより、施設等の稼働が遅れ、市民生活への影響等が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

都市局 建築部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ・ 単価の設定が適切に行われているか。 ・ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ・ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率及び現場管理費率の算定を適切に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ・ 品質管理に係る試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ・ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理書類を適切に整備すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ・ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ・ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び設計図書に定めるとおり、適切に処理が行われているか。 ・ マニフェスト伝票等の関係書類が適切に保存されているか。 ・ 運搬車の表示が適切に行われているか。 ・ 札幌市内の処理施設を選定しているか。 ・ 運搬・処分の委託先が許可業者であることを確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物の中に個人情報が含まれているものは、関係法令に定められているとおり適切に管理されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式やその理由は適切か。 ・ 正当な理由なく工事を分割発注していないか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の工事(業務)月報の提出と管理が適正に行われ、上司等がその内容を確認しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置必要事項報告書を適時に提出すべきもの
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う水質検査を適切に実施すべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
建設副産物処理が適切に行われないリスク	処理が不適切に行われることにより、社会的影響が大きい環境汚染の発生が懸念されるため。
個人情報情報が適切に管理されないリスク	請負者、受託者等から個人情報情報が漏洩し、市民に損害を与えることが懸念されるため。
適切な入札方式が採用されないリスク	不適切な入札方式による財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払の発生が懸念されるため。
工事・業務の実行過程において、上司等が進捗状況を管理していないリスク	工事・業務等が工期内・委託期間内にしゅん功・完了しないことにより、施設等の稼働が遅れ、市民生活への影響等が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

北区 土木部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ・ 単価の設定が適切に行われているか。 ・ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ・ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ・ 品質管理に係る試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ・ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ・ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ・ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び設計図書に定めるとおり、適切に処理が行われているか。 ・ マニフェスト伝票等の関係書類が適切に保存されているか。 ・ 運搬車の表示が適切に行われているか。 ・ 札幌市内の処理施設を選定しているか。 ・ 運搬・処分の委託先が許可業者であることを確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物の中に個人情報が含まれているものは、関係法令に定められているとおり適切に管理されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式やその理由は適切か。 ・ 正当な理由なく工事を分割発注していないか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の工事(業務)月報の提出と管理が適正に行われ、上司等がその内容を確認しているか。 	—
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
建設副産物処理が適切に行われないリスク	処理が不適切に行われることにより、社会的影響が大きい環境汚染の発生が懸念されるため。
個人情報情報が適切に管理されないリスク	請負者、受託者等から個人情報情報が漏洩し、市民に損害を与えることが懸念されるため。
適切な入札方式が採用されないリスク	不適切な入札方式による財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払の発生が懸念されるため。
工事・業務の実行過程において、上司等が進捗状況を管理していないリスク	工事・業務等が工期内・委託期間内にしゅん功・完了しないことにより、施設等の稼働が遅れ、市民生活への影響等が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

東区 土木部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。 ・ 単価の設定が適切に行われているか。 ・ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。 ・ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。 ・ 品質管理に係る試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。 ・ 品質管理に配慮した施工が行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理に係る資格や体制は適切か。 ・ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。 ・ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び設計図書に定めるとおり、適切に処理が行われているか。 ・ マニフェスト伝票等の関係書類が適切に保存されているか。 ・ 運搬車の表示が適切に行われているか。 ・ 札幌市内の処理施設を選定しているか。 ・ 運搬・処分の委託先が許可業者であることを確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物の中に個人情報が含まれているものは、関係法令に定められているとおり適切に管理されているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式やその理由は適切か。 ・ 正当な理由なく工事を分割発注していないか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事等の検査が、適正に行われているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の工事(業務)月報の提出と管理が適正に行われ、上司等がその内容を確認しているか。 	—
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市建設工事請負契約約款を遵守すべきもの